

「換気・空調設備技術基準・同解説（2005年版）」  
 法令改正に伴う追録（新旧対照表及び正誤表）

〈新旧対照表：1～13頁、正誤表：14～23頁〉

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター

【法令改正に伴う新旧対照表（変更部分抜粋《変更部分：太字》）】

章	頁	新	旧
1	4	<p><u>（石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置）</u>                      法第28条の2 <u>建築物は、石綿その他の物質の建築材料からの飛散又は発散による衛生上の支障がないよう、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。</u>                      一、二（略）                      三 <u>居室を有する建築物にあっては、前二号に定めるもののほか、石綿等以外の物質でその居室において衛生上の支障を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質の区分に応じ、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合すること。</u>                      注1：令第20条の5、注2：令第20条の6、令第20条の7、<u>令第20条の8、令第20条の9</u></p>	<p><u>（居室における化学物質の発散に対する衛生上の措置）</u>                      法第28条の2 <u>居室を有する建築物は、その居室において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。</u>                      注1：令第20条の4、注2：令第20条の5、令第20条の6、令第20条の7</p>
7		<p><u>（居室において衛生上の支障を生ずるおそれがある物質）</u>                      令第20条の5 法第28条の2 <u>第三号</u>の政令で定める物質は、クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。</p>	<p><u>（発散により衛生上の支障を生じさせるおそれのある化学物質）</u>                      令第20条の4 法第28条の2の政令で定める化学物質は、クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。</p>
		<p><u>（居室を有する建築物の建築材料についてのクロルピリホスに関する技術的基準）</u>                      令第20条の6 <u>建築材料についてのクロルピリホスに関する法第28条の2第三号の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。</u>                      一 建築材料にクロルピリホスを添加しないこと。                      二 クロルピリホスをあらかじめ添加した建築材料（<u>添加したときから長期間経過していることその他の理由によりクロルピリホスを発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めたものを除く。</u>）<sup>注1</sup>を使用しないこと。                      注1：平14国交告第1112号</p>	<p><u>（化学物質の発散に対する衛生上の措置に関する技術的基準）</u>                      令第20条の5 法第28条の2の政令で定める技術的基準で建築材料に係るものは、次のとおりとする。                      一 建築材料にクロルピリホスを添加しないこと。                      二 クロルピリホスをあらかじめ添加した建築材料を用いないこと。<u>ただし、その添加から長期間経過していることその他の理由によりクロルピリホスを発散するおそれがないものとして国土交通大臣が定める建築材料については、この限りではない。</u><sup>注1</sup></p>

章	頁	新	旧												
1	7～ 8	<p><b>(居室を有する建築物の建築材料についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準)</b></p> <p><b>令第20条の7 建築材料についてのホルムアルデヒドに関する法第28条の2第三号の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。</b></p> <p>一 居室(常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。以下この節において同じ。)の壁、床及び天井(天井のない場合においては、屋根)並びにこれらの開口部に設ける戸その他の建具の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において「内装」という。)の仕上げには、夏季においてその表面積1m<sup>2</sup>につき毎時0.12mgを超える量のホルムアルデヒドを<b>発散させる</b>ものとして<sup>注1</sup><u>国土交通大臣が定める建築材料</u>(以下この条において「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)を<b>使用しない</b>こと。</p> <p>二 居室の内装の仕上げに、夏季においてその表面積1m<sup>2</sup>につき毎時0.02mgを超え0.12mg以下の量のホルムアルデヒドを<b>発散させる</b>ものとして<sup>注2</sup><u>国土交通大臣が定める建築材料</u>(以下この条において「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)又は夏季においてその表面積1m<sup>2</sup>につき毎時0.005mgを超え0.02mg以下の量のホルムアルデヒドを<b>発散させる</b>ものとして<sup>注3</sup><u>国土交通大臣が定める建築材料</u>(以下この条において「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)を<b>使用する</b>ときは、それぞれ、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を<b>使用する</b>内装の仕上げの部分の面積に次の表(1)の項に定める数値を乗じて得た面積又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を<b>使用する</b>内装の仕上げの部分の面積に同表(2)の項に定める数値を乗じて得た面積(居室の内装の仕上げに第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を<b>使用する</b>ときは、これらの面積の合計)が、当該居室の床面積を超えないこと。</p> <table border="1" data-bbox="247 1921 837 2056"> <tr> <td data-bbox="247 1921 454 1989">住宅等の居室</td> <td colspan="2" data-bbox="454 1921 837 1989">住宅等の居室以外の居室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="247 1989 454 2056">注4 <u>国土交通大臣が</u></td> <td data-bbox="454 1989 630 2056">注5 <u>国土交通大臣が</u></td> <td data-bbox="630 1989 837 2056">注6 <u>国土交通大臣が</u></td> </tr> </table>	住宅等の居室	住宅等の居室以外の居室		注4 <u>国土交通大臣が</u>	注5 <u>国土交通大臣が</u>	注6 <u>国土交通大臣が</u>	<p>三 居室(常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。以下この節において同じ。)の壁、床及び天井(天井のない場合においては、屋根)並びにこれらの開口部に設ける戸その他の建具の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において「内装」という。)の仕上げには、夏季においてその表面積1m<sup>2</sup>につき毎時0.12mgを超える量のホルムアルデヒドを<b>発散する</b>ものとして<sup>注2</sup><u>国土交通大臣が定める建築材料</u>(以下この条において「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)を<b>用いない</b>こと。</p> <p>四 居室の内装の仕上げに、夏季においてその表面積1m<sup>2</sup>につき毎時0.02mgを超え0.12mg以下の量のホルムアルデヒドを<b>発散する</b>ものとして<sup>注3</sup><u>国土交通大臣が定める建築材料</u>(以下この条において「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)又は夏季においてその表面積1m<sup>2</sup>につき毎時0.005mgを超え0.02mg以下の量のホルムアルデヒドを<b>発散する</b>ものとして<sup>注4</sup><u>国土交通大臣が定める建築材料</u>(以下この条において「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)を<b>用いる</b>ときは、それぞれ、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を<b>用いる</b>内装の仕上げの部分の面積に次の表(1)の項に定める数値を乗じて得た面積又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を<b>用いる</b>内装の仕上げの部分の面積に同表(2)の項に定める数値を乗じて得た面積(居室の内装の仕上げに第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を<b>用いる</b>ときは、これらの面積の合計)が、当該居室の床面積を超えないこと。</p> <table border="1" data-bbox="896 1921 1487 2056"> <tr> <td data-bbox="896 1921 1104 1989">住宅等の居室</td> <td colspan="2" data-bbox="1104 1921 1487 1989">住宅等の居室以外の居室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="896 1989 1104 2056">注5 <u>国土交通大臣が</u></td> <td data-bbox="1104 1989 1279 2056">注6 <u>国土交通大臣が</u></td> <td data-bbox="1279 1989 1487 2056">注7 <u>国土交通大臣が</u></td> </tr> </table>	住宅等の居室	住宅等の居室以外の居室		注5 <u>国土交通大臣が</u>	注6 <u>国土交通大臣が</u>	注7 <u>国土交通大臣が</u>
住宅等の居室	住宅等の居室以外の居室														
注4 <u>国土交通大臣が</u>	注5 <u>国土交通大臣が</u>	注6 <u>国土交通大臣が</u>													
住宅等の居室	住宅等の居室以外の居室														
注5 <u>国土交通大臣が</u>	注6 <u>国土交通大臣が</u>	注7 <u>国土交通大臣が</u>													

章	頁	新	旧
1	8～ 9	<p>2 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積1m<sup>2</sup>につき毎時0.12mgを超える量のホルムアルデヒドを発散<u>させない</u>ものとして国土交通大臣の認定を受けたもの（次項及び第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）については、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するものとみなす。</p> <p>3 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第二種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積1m<sup>2</sup>につき毎時0.02mgを超える量のホルムアルデヒドを発散<u>させない</u>ものとして国土交通大臣の認定を受けたもの（次項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）については、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するものとみなす。</p> <p>4 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積1m<sup>2</sup>につき毎時0.005mgを超える量のホルムアルデヒドを発散<u>させない</u>ものとして国土交通大臣の認定を受けたものについては、これらの建築材料に該当しないものとみなす。</p> <p>5 次条第1項第一号ハに掲げる基準に適合する中央管理方式の空気調和設備を設ける建築物の居室については、<b>第1項</b>の規定は、適用しない。</p> <p><b>注1：平14国交告第1113号、注2：平14国交告第1114号、注3：平14国交告第1115号、注4：平15国交告第273号第1、注5：平15国交告第273号第1、注6：平15国交告第273号第2</b></p>	<p>2 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積1m<sup>2</sup>につき毎時0.12mgを超える量のホルムアルデヒドを発散<u>しない</u>ものとして国土交通大臣の認定を受けたもの（次項及び第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）については、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するものとみなす。</p> <p>3 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第二種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積1m<sup>2</sup>につき毎時0.02mgを超える量のホルムアルデヒドを発散<u>しない</u>ものとして国土交通大臣の認定を受けたもの（次項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）については、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するものとみなす。</p> <p>4 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積1m<sup>2</sup>につき毎時0.005mgを超える量のホルムアルデヒドを発散<u>しない</u>ものとして国土交通大臣の認定を受けたものについては、これらの建築材料に該当しないものとみなす。</p> <p>5 次条第1項第一号ハに掲げる基準に適合する中央管理方式の空気調和設備を設ける建築物の居室については、<b>第1項第三号及び第四号</b>の規定は、適用しない。</p> <p><b>注1：平14国交告第1112号、注2：平14国交告第1113号、注3：平14国交告第1114号、注4：平14国交告第1115号、注5：平15国交告第273号第1、注6：平15国交告第273号第1、注7：平15国交告第273号第2</b></p>
	9	<p><b><u>(居室を有する建築物の換気設備についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準)</u></b></p> <p><b>令第20条の8 換気設備についてのホルムアルデヒドに関する法第28条の2第三号の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。</b></p> <p>一 居室には、次のいずれかに適合する構造の換気設備を設けること。</p> <p>イ 機械換気設備（ロに規定する方式を用いるものでロ(1)から(3)までに掲げる構造とするものを除く。）にあっては、第129条の2の6第2項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 有効換気量（m<sup>3</sup>毎時で表した量とする。(2)において同じ。）が、次の式によって計算した必要有効換気量以上であること。</p>	<p><b><u>令第20条の6 法第28条の2の政令で定める技術的基準で換気設備に係るものは、次のとおりとする。</u></b></p> <p>一 居室には、次のいずれかに適合する構造の換気設備を設けること。</p> <p>イ 機械換気設備（ロに規定する方式を用いるものでロ(1)から(3)までに掲げる構造とするものを除く。）にあっては、第129条の2の6第2項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 有効換気量（m<sup>3</sup>毎時で表した量とする。(2)において同じ。）が、次の式によって計算した必要有効換気量以上であること。</p>

章	頁	新	旧
1	9	$V_r = n A h$ <p>この式において、<math>V_r</math>、<math>n</math>、<math>A</math>及び<math>h</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p><math>V_r</math> 必要有効換気量 (単位 <math>m^3/h</math>)</p> <p><math>n</math> 前条第1項<b>第二号</b>の表備考一の号に規定する住宅等の居室(次項において単に「住宅等の居室」という。)にあつては0.5、その他の居室にあつては0.3</p> <p><math>A</math> 居室の床面積 (単位 <math>m^2</math>)</p> <p><math>h</math> 居室の天井の高さ (単位 <math>m</math>)</p>	$V_r = n A h$ <p>この式において、<math>V_r</math>、<math>n</math>、<math>A</math>及び<math>h</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p><math>V_r</math> 必要有効換気量 (単位 <math>m^3/h</math>)</p> <p><math>n</math> 前条第1項<b>第四号</b>の表備考一の号に規定する住宅等の居室(次項において単に「住宅等の居室」という。)にあつては0.5、その他の居室にあつては0.3</p> <p><math>A</math> 居室の床面積 (単位 <math>m^2</math>)</p> <p><math>h</math> 居室の天井の高さ (単位 <math>m</math>)</p>
10		<p><b>(居室を有する建築物のホルムアルデヒドに関する技術的基準の特例)</b></p> <p><b>令第20条の9 前2条</b>の規定は、1年を通じて、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間のホルムアルデヒドの量を空気<math>1m^3</math>につきおおむね<math>0.1mg</math>以下に保つことができるものとして、国土交通大臣の認定を受けた居室については、適用しない。</p>	<p><b>令第20条の7 前2条(第20条の5第1項第一号及び第二号を除く。)</b>の規定は、1年を通じて、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間のホルムアルデヒドの量を空気<math>1m^3</math>につきおおむね<math>0.1mg</math>以下に保つことができるものとして、国土交通大臣の認定を受けた居室については、適用しない。</p>
21 ～ 23		<p>○ 防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件</p> <p>昭和48年12月28日建設省告示第2563号 改正 昭和60年10月1日建設省告示第1305号 平成12年5月25日 同 第1370号 平成13年2月1日国土交通省告示第65号 <b>平成17年12月1日 同 第1392号</b></p> <p>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第14項第一号、第129条の13の2及び第136条の2第一号の規定に基づき、防火区画に用いる防火設備等の構造方法を次のように定める。</p> <p>第1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第112条第14項第一号イからニまでに掲げる要件(ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。)を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。</p> <p>一 <b>次に掲げる基準に適合する常時閉鎖状態を保持する構造の防火設備とすること。</b> <b>イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合するものであること。</b></p>	<p>○ 防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件</p> <p>昭和48年12月28日建設省告示第2563号 改正 昭和60年10月1日建設省告示第1305号 平成12年5月25日 同 第1370号 平成13年2月1日国土交通省告示第65号</p> <p>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第14項第一号、第129条の13の2及び第136条の2第一号の規定に基づき、防火区画に用いる防火設備等の構造方法を次のように定める。</p> <p>第1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第112条第14項第一号イからハまでに掲げる要件(ハに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。)を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。</p> <p>一 <b>面積が<math>3m^2</math>以内の常時閉鎖状態を保持する構造の防火戸で、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するもの(以下「常時閉鎖式防火戸」という。)とすること。</b></p>

章	頁	新	旧
1	21 ～ 23	<p>(1) <u>面積が3㎡以内の防火戸で、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するもの（以下「常時閉鎖式防火戸」という。）であること。</u></p> <p>(2) <u>面積が3㎡以内の防火戸で、昇降路の出入口に設けられ、かつ、人の出入りの後20秒以内に閉鎖するものであること。</u></p> <p>ロ <u>当該防火設備が開いた後に再び閉鎖するに際して、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、人の通行の用に供する部分以外の部分に設ける防火設備にあつては、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>当該防火設備の質量（単位 kg）に当該防火設備の閉鎖時の速度（単位 m毎秒）の2乗を乗じて得た値が20以下となるものであること。</u></p> <p>(2) <u>当該防火設備の質量が15kg以下であること。ただし、水平方向に閉鎖をするものであってその閉鎖する力が150N以下であるもの又は周囲の人と接触することにより停止するもの（人との接触を検知してから停止するまでの移動距離が5cm以下であり、かつ、接触した人が当該防火設備から離れた後に再び閉鎖又は作動をする構造であるものに限る。）にあつては、この限りでない。</u></p> <p>二 <u>次に掲げる基準に適合する<u>随時閉鎖</u>することができる構造の防火設備とすること。</u></p> <p>イ <u>当該防火設備が閉鎖するに際して、前号ロ(1)及び(2)に掲げる基準に適合するものであること。ただし、人の通行の用に供する部分以外に設ける防火設備にあつては、この限りでない。</u></p> <p>ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、当該防火設備に近接して当該通路に常時閉鎖式防火戸が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下である構造の防火設備とすること。</p> <p>ニ 煙感知器又は熱煙複合式感知器は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 消防法（昭和23年法律第186号）第21条の2第1項の規定による検定に合格したものであること。</p> <p>(2) 次に掲げる場所に設けるものであること。</p> <p>(i)防火設備からの水平距離が10m以内で、かつ、防火戸と煙感知器又は熱煙複合式感知器との間に間仕切壁等がない場所</p>	<p>二 次に掲げる基準に適合する構造の防火戸とすること。</p> <p>イ <u>随時閉鎖することができること。</u></p> <p>ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、当該戸に近接して当該通路に常時閉鎖式防火戸が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下である構造の防火戸とすること。</p> <p>ニ 煙感知器又は熱煙複合式感知器は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 消防法（昭和23年法律第186号）第21条の2第1項の規定による検定に合格したものであること。</p> <p>(2) 次に掲げる場所に設けるものであること。</p> <p>(i)防火戸からの水平距離が10m以内で、かつ、防火戸と煙感知器又は熱煙複合式感知器との間に間仕切壁等がない場所</p>

章	頁	新	旧
1	22 ～ 23	<p>へ 自動閉鎖装置は、次に定めるものであること。</p> <p>(1) 連動制御器から起動指示を受けた場合に防火<b>設備</b>を自動的に閉鎖させるもの</p> <p>第2 令第112条第14項第一号イからニまでに掲げる要件(ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。)を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。</p> <p>一 <b>第1第一号に定める構造の防火設備</b>とすること。</p> <p>二 次に掲げる基準に適合する<b>随時閉鎖することができる</b>構造の防火<b>設備</b>とすること。</p> <p>第3 令第112条第14項第一号イ、<b>ロ</b>及びニに掲げる要件(ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。)を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。</p> <p>一 <b>第1第一号に定める構造の防火設備</b>とすること。</p> <p>二 第1第二号イ及びハからトまでに掲げる基準に適合する<b>随時閉鎖することができる</b>構造の防火<b>設備</b>とすること。</p> <p>第4 令第112条第14項第一号イ及びハに掲げる要件(ハに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。)を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。</p> <p>一 <b>第1第一号に定める構造の防火設備</b>とすること。</p> <p>二 第1第二号イ並びに第2第二号ロ及びハに掲げる基準に適合する<b>随時閉鎖することができる</b>構造の防火<b>設備</b>とすること。</p>	<p>へ 自動閉鎖装置は、次に定めるものであること。</p> <p>(1) 連動制御器から起動指示を受けた場合に防火<b>戸</b>を自動的に閉鎖させるもの</p> <p>第2 令第112条第14項第一号イからハまでに掲げる要件(<b>ハ</b>に掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。)を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。</p> <p>一 <b>常時閉鎖式防火戸</b>とすること。</p> <p>二 次に掲げる基準に適合する構造の防火<b>戸</b>とすること。</p> <p>第3 令第112条第14項第一号イ及び<b>ハ</b>に掲げる要件(<b>ハ</b>に掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。)を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。</p> <p>一 <b>常時閉鎖式防火戸</b>とすること。</p> <p>二 第1第二号イ及びハからトまでに掲げる基準に適合する構造の防火<b>戸</b>とすること。</p> <p>第4 令第112条第14項第一号イ及びハに掲げる要件(ハに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。)を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。</p> <p>一 <b>常時閉鎖式防火戸</b>とすること。</p> <p>二 第1第二号イ並びに第2第二号ロ及びハに掲げる基準に適合する構造の防火<b>戸</b>とすること。</p>
29 ～ 30	<p>○ <b>クロルピリホスを発散させるおそれがない建築材料を定める件</b></p> <p>平成14年12月26日国土交通省告示第1112号 <b>改正 平成18年9月29日国土交通省告示第1169号</b></p> <p>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第20条の<b>6第二号</b>の規定に基づき、クロルピリホスを<b>発散させる</b>おそれがないものとして国土交通大臣が定める建築材料を次のように定める。</p> <p>クロルピリホスを<b>発散させる</b>おそれがないものとして国土交通大臣が定める建築材料は、クロルピリホスをあらかじめ添加した建築材料のうち、建築物に用いられた状態でその添加から5年以上経過しているものとする。</p>	<p>○ <b>クロルピリホスを発散するおそれがない建築材料を定める件</b></p> <p>平成14年12月26日国土交通省告示第1112号</p> <p>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第20条の<b>5第1項第二号</b>の規定に基づき、クロルピリホスを<b>発散する</b>おそれがないものとして国土交通大臣が定める建築材料を次のように定める。</p> <p>クロルピリホスを<b>発散する</b>おそれがないものとして国土交通大臣が定める建築材料は、クロルピリホスをあらかじめ添加した建築材料のうち、建築物に用いられた状態でその添加から5年以上経過しているものとする。</p>	

章	頁	新	旧
1	30	<p>附則</p> <p><u>この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第308号）の施行の日（平成18年10月1日）から施行する。</u></p>	<p>附則</p> <p><u>この告示は、平成15年7月1日から施行する。</u></p>
	30 ～ 34	<p>○ 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件</p> <p>平成14年12月26日国土交通省告示第1113号 改正 平成15年4月1日国土交通省告示第370号 平成15年6月24日 同 第974号 平成15年11月25日 同 第1483号 <u>平成18年9月29日 同 第1169号</u> <u>平成19年12月21日 同 第1663号</u> <u>平成20年8月11日 同 第971号</u></p> <p>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条の<u>7第1項第一号</u>の規定に基づき、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令第20条の<u>7第1項第一号</u>に規定する夏季においてその表面積1m<sup>2</sup>につき毎時0.12mgを超える量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で5年以上経過しているものを除くものとする。</p> <p>ニ 集成材（<u>集成材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1152号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、構造用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたものを除く。</u>）</p> <p>ホ 単板積層材（次の(1)及び(2)に掲げるものを除く。）</p> <p>(1) 単板積層材の日本農林規格（<u>平成20年農林水産省告示第701号</u>）に規定する<u>造作用</u>単板積層材</p>	<p>○ 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件</p> <p>平成14年12月26日国土交通省告示第1113号 改正 平成15年4月1日国土交通省告示第370号 平成15年6月24日 同 第974号 平成15年11月25日 同 第1483号</p> <p>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条の<u>5第1項第三号</u>の規定に基づき、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令第20条の<u>5第1項第三号</u>に規定する夏季においてその表面積1m<sup>2</sup>につき毎時0.12mgを超える量のホルムアルデヒドを発散するものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で5年以上経過しているものを除くものとする。</p> <p>ニ 集成材（<u>次の(1)及び(2)に掲げるものを除く。</u>）</p> <p>(1) <u>集成材の日本農林規格（昭和49年農林省告示第601号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたもの</u></p> <p>(2) <u>構造用集成材の日本農林規格（平成8年農林水産省告示第111号）に規定する構造用集成材の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたもの</u></p> <p>ホ 単板積層材（次の(1)及び(2)に掲げるものを除く。）</p> <p>(1) 単板積層材の日本農林規格（<u>昭和53年農林水産省告示第106号</u>）に規定する単板積層材の規格</p>

章	頁	新	旧
1	30 ～ 34	<p>の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないこと並びにホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料を使用しないことを認めたもの</p> <p>(2) 単板積層材の日本農林規格に規定する構造用単板積層材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたもの</p> <p>附則 この告示は、平成19年12月24日から施行する。</p>	<p>に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないこと並びにホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料を使用しないことを認めたもの</p> <p>(2) <b>構造用</b>単板積層材の日本農林規格 (<b>昭和63年農林水産省告示第1443号</b>) に規定する構造用単板積層材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたもの</p> <p>附則 この告示は、平成15年7月1日から施行する。</p>
34 ～ 37		<p>○ <b>第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件</b></p> <p>平成14年12月26日国土交通省告示第1114号 改正 平成15年4月1日国土交通省告示 第371号 平成15年11月25日 同 第1484号 <b>平成18年9月29日 同 第1169号</b> <b>平成19年12月21日 同 第1664号</b> <b>平成20年8月11日 同 第972号</b></p> <p>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第20条の<b>7第1項第二号</b>の規定に基づき、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令第20条の<b>7第1項第二号</b>に規定する夏季においてその表面積1m<sup>2</sup>につき毎時0.02mgを超え0.12mg以下の量のホルムアルデヒドを<b>発散させる</b>ものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で5年以上経過しているものを除くものとする。</p> <p>一 次に掲げる建築材料</p> <p>ニ <b>集成材(集成材の日本農林規格(平成19年農林水産省告示第1152号)に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、構造用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接</b></p>	<p>○ <b>第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件</b></p> <p>平成14年12月26日国土交通省告示第1114号 改正 平成15年4月1日国土交通省告示 第371号 平成15年11月25日 同 第1484号</p> <p>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第20条の<b>5第1項第四号</b>の規定に基づき、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令第20条の<b>5第1項第四号</b>に規定する夏季においてその表面積1m<sup>2</sup>につき毎時0.02mgを超え0.12mg以下の量のホルムアルデヒドを<b>発散する</b>ものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で5年以上経過しているものを除くものとする。</p> <p>一 次に掲げる建築材料</p> <p>ニ <b>次に掲げる集成材</b></p> <p>(1) <b>集成材の日本農林規格(昭和49年農林省告示第601号)に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆の規格に適合する集成材</b></p> <p>(2) <b>構造用集成材の日本農林規格(平成8年農林</b></p>



章	頁	新	旧
1	34 ～ 37	<p><u>着剤を使用していないことを認めたものを除く。）</u></p> <p>ホ 単板積層材の日本農林規格（<u>平成 20 年</u>農林水産省告示第 <u>701 号</u>）に規定する<u>造作用</u>単板積層材又は<u>構造用単板積層材</u>の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量が F☆☆の規格に適合する単板積層材</p> <p>附則 <u>この告示は、平成 19 年 12 月 24 日から施行する。</u></p>	<p><u>水産省告示第 111 号）に規定する構造用集成材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量が F☆☆の規格に適合する構造用集成材</u></p> <p>ホ 次に掲げる単板積層材</p> <p>(1) 単板積層材の日本農林規格（<u>昭和 53 年</u>農林水産省告示第 <u>106 号</u>）に規定する単板積層材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量が F☆☆の規格に適合する単板積層材</p> <p>(2) <u>構造用単板積層材の日本農林規格（昭和 63 年農林水産省告示第 1443 号）に規定する構造用単板積層材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量が F☆☆の規格に適合する構造用単板積層材</u></p> <p>附則 <u>この告示は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。</u></p>
37 ～ 40	<p>○ 第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件</p> <p>平成 14 年 12 月 26 日国土交通省告示第 1115 号 改正 平成 15 年 4 月 1 日国土交通省告示第 372 号 平成 15 年 6 月 24 日 同 第 975 号 平成 15 年 11 月 25 日 同 第 1485 号 <u>平成 18 年 9 月 29 日 同 第 1169 号</u> <u>平成 19 年 12 月 21 日 同 第 1665 号</u> <u>平成 20 年 8 月 11 日 同 第 973 号</u></p> <p>建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 20 条の <u>7 第 1 項第二号</u>の規定に基づき、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令第 20 条の <u>7 第 1 項第二号</u>に規定する夏季においてその表面積 1 m<sup>2</sup>につき毎時 0.005mg を超え 0.02mg 以下の量のホルムアルデヒドを発散<u>させる</u>ものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で 5 年以上経過しているものを除くものとする。</p> <p>一 次に掲げる建築材料</p> <p>ニ <u>集成材（集成材の日本農林規格（平成 19 年農林水産省告示第 1152 号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、構造用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するもののうち、そのホ</u></p>	<p>○ 第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件</p> <p>平成 14 年 12 月 26 日国土交通省告示第 1115 号 改正 平成 15 年 4 月 1 日国土交通省告示第 372 号 平成 15 年 6 月 24 日 同 第 975 号 平成 15 年 11 月 25 日 同 第 1485 号</p> <p>建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 20 条の <u>5 第 1 項第四号</u>の規定に基づき、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令第 20 条の <u>5 第 1 項第四号</u>に規定する夏季においてその表面積 1 m<sup>2</sup>につき毎時 0.005mg を超え 0.02mg 以下の量のホルムアルデヒドを発散<u>する</u>ものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で 5 年以上経過しているものを除くものとする。</p> <p>一 次に掲げる建築材料</p> <p>ニ <u>次に掲げる集成材</u></p> <p>(1) <u>集成材の日本農林規格（昭和 49 年農林省告示第 601 号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に</u></p>	

章	頁	新	旧
1	37 ～ 40	<p><u>ホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたものを除く。</u></p> <p>ホ 単板積層材の日本農林規格（<u>平成 20 年農林水産省告示第 701 号</u>）に規定する<u>造作用単板積層材又は構造用単板積層材</u>の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量が F☆☆☆の規格に適合する単板積層材</p> <p>附則 <u>この告示は、平成 19 年 12 月 24 日から施行する。</u></p>	<p><u>適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆の規格に適合する集成材</u></p> <p>(2) <u>構造用集成材の日本農林規格（平成 8 年農林水産省告示第 111 号）に規定する構造用集成材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆の規格に適合する構造用集成材</u></p> <p>ホ <u>次に掲げる単板積層材</u></p> <p>(1) 単板積層材の日本農林規格（<u>昭和 53 年農林水産省告示第 106 号</u>）に規定する単板積層材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆の規格に適合する単板積層材</p> <p>(2) <u>構造用単板積層材の日本農林規格（昭和 63 年農林水産省告示第 1443 号）に規定する構造用単板積層材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆の規格に適合する構造用単板積層材</u></p> <p>附則 <u>この告示は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。</u></p>
40 ～ 42		<p>○ <u>ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法を定める件</u></p> <p>平成 15 年 3 月 27 日国土交通省告示第 273 号 <u>改正 平成 18 年 9 月 29 日国土交通省告示第 1169 号</u></p> <p>建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 383 号）第 20 条の <u>7 第 1 項第二号</u>の表及び第 20 条の <u>8 第 2 項</u>の規定に基づき、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法を次のように定める。</p> <p>第 1 換気回数が 0.7 以上の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される居室</p> <p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第 20 条の <u>7 第 1 項第二号</u>の表に規定する換気回数が 0.7 以上の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される居室の構造方法は、天井の高さを 2.7m 以上とし、かつ、次の各号に適合する機械換気設備を設けるものとする。</p> <p>二 令第 129 条の 2 の 6 第 2 項のほか、令第 20 条の <u>8 第 1 項第一号イ(2)及び(3)又はロ(2)及び(3)並びに同項第二号</u>に適合するものとする。</p>	<p>○ <u>ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法を定める件</u></p> <p>平成 15 年 3 月 27 日国土交通省告示第 273 号</p> <p>建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 383 号）第 20 条の <u>5 第 1 項第四号</u>の表及び第 20 条の <u>6 第 2 項</u>の規定に基づき、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法を次のように定める。</p> <p>第 1 換気回数が 0.7 以上の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される居室</p> <p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第 20 条の <u>5 第 1 項第四号</u>の表に規定する換気回数が 0.7 以上の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される居室の構造方法は、天井の高さを 2.7m 以上とし、かつ、次の各号に適合する機械換気設備を設けるものとする。</p> <p>二 令第 129 条の 2 の 6 第 2 項のほか、令第 20 条の <u>6 第 1 項第一号イ(2)及び(3)又はロ(2)及び(3)並びに同項第二号</u>に適合するものとする。</p>

章	頁	新	旧
1	40 ～ 42	<p>第2 換気回数が0.5以上0.7未満の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される住宅等の居室以外の居室</p> <p>令第20条の<b>7第1項第二号</b>の表に規定する換気回数が0.5以上0.7未満の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される住宅等の居室以外の居室(第1に適合するものを除く。)の構造方法は、次の各号のいずれかに適合するものとする。</p> <p>ロ 令第129条の2の6第2項のほか、令第20条の<b>8第1項</b>第一号イ(2)及び(3)又はロ(2)及び(3)並びに同項第二号に適合するものとする。</p> <p>第3 ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室</p> <p>令第20条の<b>8第2項</b>に規定する同条第1項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室と同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室の構造方法は、次の各号のいずれかに適合するものとする。</p> <p>第4 ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室以外の居室</p> <p>令第20条の<b>8第2項</b>に規定する同条第1項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室以外の居室と同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室以外の居室の構造方法は、次の各号のいずれかに適合するものとする。</p> <p>三 天井の高さを3.5m以上とし、かつ、次のイ及びロに適合する機械換気設備を設けるものとする。</p> <p>ロ 令第129条の2の6第2項のほか、令第20条の<b>8第1項</b>第一号イ(2)及び(3)又はロ(2)及び(3)並びに同項第二号に適合するものとする。</p> <p>附則</p> <p><b><u>この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第308号)の施行の日(平成18年10月1日)から施行する。</u></b></p>	<p>第2 換気回数が0.5以上0.7未満の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される住宅等の居室以外の居室</p> <p>令第20条の<b>5第1項第四号</b>の表に規定する換気回数が0.5以上0.7未満の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される住宅等の居室以外の居室(第1に適合するものを除く。)の構造方法は、次の各号のいずれかに適合するものとする。</p> <p>ロ 令第129条の2の6第2項のほか、令第20条の<b>6第1項</b>第一号イ(2)及び(3)又はロ(2)及び(3)並びに同項第二号に適合するものとする。</p> <p>第3 ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室</p> <p>令第20条の<b>6第2項</b>に規定する同条第1項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室と同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室の構造方法は、次の各号のいずれかに適合するものとする。</p> <p>第4 ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室以外の居室</p> <p>令第20条の<b>6第2項</b>に規定する同条第1項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室以外の居室と同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室以外の居室の構造方法は、次の各号のいずれかに適合するものとする。</p> <p>三 天井の高さを3.5m以上とし、かつ、次のイ及びロに適合する機械換気設備を設けるものとする。</p> <p>ロ 令第129条の2の6第2項のほか、令第20条の<b>6第1項</b>第一号イ(2)及び(3)又はロ(2)及び(3)並びに同項第二号に適合するものとする。</p> <p>附則</p> <p><b><u>この告示は、平成15年7月1日から施行する。</u></b></p>

章	頁	新	旧
1	42 ～ 43	<p>○ ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる換気設備の構造方法を定める件</p> <p>平成 15 年 3 月 27 日国土交通省告示第 274 号 <b>改正 平成 18 年 9 月 29 日国土交通省告示第 1169 号</b></p> <p>建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 383 号）第 20 条の <b>8</b> 第 1 項第一号イ(3)、ロ(3)及びハの規定に基づき、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる換気設備の構造方法を次のように定める。</p> <p>第 1 機械換気設備</p> <p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第 20 条の <b>8</b> 第 1 項第一号イ(3)及びロ(3)に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる機械換気設備の構造方法は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>三 居室の空気圧が、当該居室に係る天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他これらに類する建築物の部分（次のイ又はロに該当するものを除く。）の空気圧以上とすること。</p> <p>ロ 下地材、断熱材その他これらに類する面材に令第 20 条の <b>7 第 1 項第一号</b>に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、同項<b>第二号</b>に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び同条第 2 項の規定により国土交通大臣の認定を受けたもの以外の建築材料のみを用いるもの</p> <p>第 2 中央管理方式の空気調和設備</p> <p>令第 20 条の <b>8</b> 第 1 項第一号ハに規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる中央管理方式の空気調和設備の構造方法は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>一 居室における有効換気量（<math>m^3/h</math> で表した量とする。以下この号において同じ。）が、次の式によって計算した必要有効換気量以上とすること。ただし、令第 20 条の <b>7 第 1 項第二号</b>の規定に適合する居室に設けるものにあつては、当該居室における有効換気量が令第 20 条の <b>8</b> 第 1 項第一号イ(1)の式によって計算した必要有効換気量以上とすること。</p>	<p>○ ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる換気設備の構造方法を定める件</p> <p>平成 15 年 3 月 27 日国土交通省告示第 274 号</p> <p>建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 383 号）第 20 条の <b>6</b> 第 1 項第一号イ(3)、ロ(3)及びハの規定に基づき、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる換気設備の構造方法を次のように定める。</p> <p>第 1 機械換気設備</p> <p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第 20 条の <b>6</b> 第 1 項第一号イ(3)及びロ(3)に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる機械換気設備の構造方法は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>三 居室の空気圧が、当該居室に係る天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他これらに類する建築物の部分（次のイ又はロに該当するものを除く。）の空気圧以上とすること。</p> <p>ロ 下地材、断熱材その他これらに類する面材に令第 20 条の <b>5 第 1 項第三号</b>に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、同項<b>第四号</b>に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び同条第 2 項の規定により国土交通大臣の認定を受けたもの以外の建築材料のみを用いるもの</p> <p>第 2 中央管理方式の空気調和設備</p> <p>令第 20 条の <b>6</b> 第 1 項第一号ハに規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる中央管理方式の空気調和設備の構造方法は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>一 居室における有効換気量（<math>m^3/h</math> で表した量とする。以下この号において同じ。）が、次の式によって計算した必要有効換気量以上とすること。ただし、令第 20 条の <b>5 第 1 項第四号</b>の規定に適合する居室に設けるものにあつては、当該居室における有効換気量が令第 20 条の <b>6</b> 第 1 項第一号イ(1)の式によって計算した必要有効換気量以上とすること。</p>

章	頁	新	旧
1	42 ～ 43	$Vr=10 (E+0.02nA)$ この式において、 $Vr$ 、 $E$ 、 $n$ 及び $A$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。 $Vr$ 必要有効換気量 (単位 $m^3/h$ ) $E$ 居室の壁、床及び天井 (天井のない場合においては、屋根) 並びにこれらの開口部に設ける戸その他の建具の室内に面する部分 (回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。) の仕上げに用いる建築材料から発散するホルムアルデヒドの量 (単位 $mg/m^2 \cdot h$ ) $n$ 令第20条の <b>7第1項第二号</b> の表備考一の号に規定する住宅等の居室にあつては3、その他の居室にあつては1 $A$ 居室の床面積 (単位 $m^2$ )	$Vr=10 (E+0.02nA)$ この式において、 $Vr$ 、 $E$ 、 $n$ 及び $A$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。 $Vr$ 必要有効換気量 (単位 $m^3/h$ ) $E$ 居室の壁、床及び天井 (天井のない場合においては、屋根) 並びにこれらの開口部に設ける戸その他の建具の室内に面する部分 (回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。) の仕上げに用いる建築材料から発散するホルムアルデヒドの量 (単位 $mg/m^2 \cdot h$ ) $n$ 令第20条の <b>5第1項第四号</b> の表備考一の号に規定する住宅等の居室にあつては3、その他の居室にあつては1 $A$ 居室の床面積 (単位 $m^2$ )
		附則 <u>この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令 (平成18年政令第308号) の施行の日 (平成18年10月1日) から施行する。</u>	附則 <u>この告示は、平成15年7月1日から施行する。</u>

【法令改正に伴う正誤表《変更部分：太字》】

章	頁	箇所	正	誤
1	7	上から 11、12 行目	異常な燃焼が生じないよう当該 <b>室内</b> の～	異常な燃焼が生じないよう当該 <b>居室</b> 内の～
		上から 15 行目	煙突の構造は、当該 <b>室</b> に廃ガスその他の～	煙突の構造は、当該 <b>居室</b> に廃ガスその他の～
2	48	上から 11 行目	法第 28 条の 2 <b>第三号</b> の規定に基づき、室～	法第 28 条の 2 の規定に基づき、室の～
	52	上から 1～4 行目 (囲み部分)	法第 28 条の 2  <b>三</b> <b>居室を有する建築物にあっては、前二号に定めるもののほか、石綿等以外の物質で、その居室内において衛生上の支障を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質の区分に応じ、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合すること。</b>	法第 28 条の 2  <b>居室を有する建築物は、その居室内において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について政令の定める技術的基準に適合するものとしなければならない。</b>
61	表 2・2 (7/13 内) 上から 1 行目	下から 12 行目	に対し、本条 <b>第三号</b> では化学物質による～	に対し、本条では化学物質による～
		表 2・2 (7/13 内) 上から 12 行目	建築物の居室等（化学物質の発散への措置：法第 28 条の 2 <b>第三号</b> ）	建築物の居室等（化学物質の発散への措置：法第 28 条の 2）
	表 2・2 (7/13 内) 上から 33、34 行目	表 2・2 (7/13 内) 上から 12 行目	【令第 20 条の <b>8</b> 第 1 項第一号イ】	【令第 20 条の <b>6</b> 第 1 項第一号イ】
		表 2・2 (7/13 内) 上から 33、34 行目	ロ 下地材、断熱材その他これらに類する面に令第 20 条の <b>7 第 1 項第一号</b> に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、同項 <b>第二号</b> に規定する～	ロ 下地材、断熱材その他これらに類する面に令第 20 条の <b>5 第 1 項第三号</b> に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、同項 <b>第四号</b> に規定する～
	表 2・2 (7/13 内) 下から 9 行目	【令第 20 条の <b>8</b> 第 1 項第二号】	【令第 20 条の <b>6</b> 第 1 項第二号】	
	表 2・2 (7/13 内) 下から 5 行目	【令第 20 条の <b>8</b> 第 2 項】	【令第 20 条の <b>6</b> 第 2 項】	
	表 2・2 (7/13 内) 下から 4 行目	には、令第 20 条の <b>8</b> 第 1 項の規定は適用しない～	には、令第 20 条の <b>6</b> 第 1 項の規定は適用しない～	
	62	表 2・2 (8/13 内) 上から 9 行目	第 1 令第 20 条の <b>7 第 1 項第二号</b> の表に規定する換気回数が～	第 1 令第 20 条の <b>5 第 1 項第四号</b> の表に規定する換気回数が～
表 2・2 (8/13 内) 上から 21 行目		のほか、令第 20 条の <b>8</b> 第 1 項第一号イ(2)及び(3)又はロ(2)及び(3)並びに～	のほか、令第 20 条の <b>6</b> 第 1 項第一号イ(2)及び(3)又はロ(2)及び(3)並びに～	
表 2・2 (8/13 内) 上から 23 行目		第 2 令第 20 条の <b>7 第 1 項第二号</b> の表に規定する～	第 2 令第 20 条の <b>5 第 1 項第四号</b> の表に規定する～	
表 2・2 (8/13 内) 上から 36 行目		ロ 令第 129 条の 2 の 6 第 2 項のほか、令第 20 条の <b>8</b> 第 1 項第一号イ(2)及び～	ロ 令第 129 条の 2 の 6 第 2 項のほか、令第 20 条の <b>6</b> 第 1 項第一号イ(2)及び～	
表 2・2 (8/13 内) 下から 9 行目		ロ 令第 129 条の 2 の 6 第 2 項のほか、令第 20 条の <b>8</b> 第 1 項第一号イ(2)及び～	ロ 令第 129 条の 2 の 6 第 2 項のほか、令第 20 条の <b>6</b> 第 1 項第一号イ(2)及び～	
表 2・2 (8/13 内) 下から 7 行目		【令第 20 条の <b>8</b> 第 1 項第一号ロ】	【令第 20 条の <b>6</b> 第 1 項第一号ロ】	
表 2・2 (8/13 内) 下から 3 行目		【令第 20 条の <b>9</b> 】	【令第 20 条の <b>7</b> 】	

章	頁	箇所	正	誤
2	63	表2・2 (9/13内) 上から1行目	建築物の居室等（化学物質の発散への措置： 法第28条の2 <b>第三号</b> ）	建築物の居室等（化学物質の発散への措置： 法第28条の2）
		表2・2 (9/13内) 上から11行目	【令第20条の <b>8</b> 第1項第一号ロ】	【令第20条の <b>6</b> 第1項第一号ロ】
		表2・2 (9/13内) 上から36行目	面材に令第20条の <b>7第1項第一号</b> に規定する第一種～	面材に令第20条の <b>5第1項第三号</b> に規定する第一種～
		表2・2 (9/13内) 上から37行目	アルデヒド発散建築材料、同項 <b>第二号</b> に規定する第二種～	アルデヒド発散建築材料、同項 <b>第四号</b> に規定する第二種～
		表2・2 (9/13内) 下から9行目	【令第20条の <b>8</b> 第1項第二号】	【令第20条の <b>6</b> 第1項第二号】
		表2・2 (9/13内) 下から5行目	【令第20条の <b>8</b> 第2項】	【令第20条の <b>6</b> 第2項】
		表2・2 (9/13内) 下から4行目	次の居室には、令第20条の <b>8</b> 第1項の規定は適用しない	次の居室には、令第20条の <b>6</b> 第1項の規定は適用しない
64		表2・2 (10/13内) 上から9行目	第1 令第20条の <b>7第1項第二号</b> の表に規定する換気回数が～	第1 令第20条の <b>5第1項第四号</b> の表に規定する換気回数が～
		表2・2 (10/13内) 上から21行目	二 令第129条の2の6第2項のほか、令第20条の <b>8</b> 第1項第一号イ(2)及び～	二 令第129条の2の6第2項のほか、令第20条の <b>6</b> 第1項第一号イ(2)及び～
		表2・2 (10/13内) 上から23行目	第2 令第20条の <b>7第1項第二号</b> の表に規定する換気回数～	第2 令第20条の <b>5第1項第四号</b> の表に規定する換気回数～
		表2・2 (10/13内) 上から36行目	ロ 令第129条の2の6第2項のほか、令第20条の <b>8</b> 第1項第一号イ(2)及び～	ロ 令第129条の2の6第2項のほか、令第20条の <b>6</b> 第1項第一号イ(2)及び～
		表2・2 (10/13内) 下から9行目	ロ 令第129条の2の6第2項のほか、令第20条の <b>8</b> 第1項第一号イ(2)及び～	ロ 令第129条の2の6第2項のほか、令第20条の <b>6</b> 第1項第一号イ(2)及び～
		表2・2 (10/13内) 下から7行目	【令第20条の <b>8</b> 第1項第一号ロ】	【令第20条の <b>6</b> 第1項第一号ロ】
		表2・2 (10/13内) 下から3行目	【令第20条の <b>9</b> 】	【令第20条の <b>7</b> 】
65		表2・2 (11/13内) 上から1行目	建築物の居室等（化学物質の発散への措置： 法第28条の2 <b>第三号</b> ）	建築物の居室等（化学物質の発散への措置： 法第28条の2）
		表2・2 (11/13内) 下から16行目	【令第20条の <b>8</b> 第1項第一号ハ】	【令第20条の <b>6</b> 第1項第一号ハ】
		表2・2 (11/13内) 下から8、9行目	（ただし、令第20条の <b>7第1項第二号</b> の規定に適合する居室に設けるものは、その居室の有効換気量が令第20条の <b>8</b> 第1項第一号イ(1)の式により～	（ただし、令第20条の <b>5第1項第四号</b> の規定に適合する居室に設けるものは、その居室の有効換気量が令第20条の <b>6</b> 第1項第一号イ(1)の式により～
		表2・2 (11/13内) 下から3行目	n 令第20条の <b>7第1項第二号</b> の表備考一の号に規定する～	n 令第20条の <b>5第1項第四号</b> の表備考一の号に規定する～
66		表2・2 (12/13内) 上から1行目	【令第20条の <b>8</b> 第1項第一号イ(1)の式】	【令第20条の <b>6</b> 第1項第一号イ(1)の式】
		表2・2 (12/13内) 上から12行目	面材に令第20条の <b>7第1項第一号</b> に規定する第一種ホルム～	面材に令第20条の <b>5第1項第三号</b> に規定する第一種ホルム～

章	頁	箇所	正	誤
2	66	表2・2 (12/13 内) 上から 13 行目	発散建築材料、同項 <b>第二号</b> に規定する～	発散建築材料、同項 <b>第四号</b> に規定する～
		表2・2 (12/13 内) 下から 16 行目	【令第 20 条の <b>8</b> 第 1 項 <b>第二号</b> 】	【令第 20 条の <b>6</b> 第 1 項 <b>第二号</b> 】
		表2・2 (12/13 内) 下から 12 行目	【令第 20 条の <b>8</b> 第 2 項】	【令第 20 条の <b>6</b> 第 2 項】
		表2・2 (12/13 内) 下から 11 行目	次の居室には、令第 20 条の <b>8</b> 第 1 項の規定は適用しない	次の居室には、令第 20 条の <b>6</b> 第 1 項の規定は適用しない
67		表2・2 (13/13 内) 上から 2 行目	第 1 令第 20 条の <b>7 第 1 項第二号</b> の表に規定する換気回数～	第 1 令第 20 条の <b>5 第 1 項第四号</b> の表に規定する換気回数～
		表2・2 (13/13 内) 上から 14 行目	二 令第 129 条の 2 の 6 第 2 項のほか、令第 20 条の <b>8</b> 第 1 項第一号イ(2)及び～	二 令第 129 条の 2 の 6 第 2 項のほか、令第 20 条の <b>6</b> 第 1 項第一号イ(2)及び～
		表2・2 (13/13 内) 上から 16 行目	第 2 令第 20 条の <b>7 第 1 項第二号</b> の表に規定する換気回数～	第 2 令第 20 条の <b>5 第 1 項第四号</b> の表に規定する換気回数～
		表2・2 (13/13 内) 上から 29 行目	ロ 令第 129 条の 2 の 6 第 2 項のほか、令第 20 条の <b>8</b> 第 1 項第一号イ(2)及び～	ロ 令第 129 条の 2 の 6 第 2 項のほか、令第 20 条の <b>6</b> 第 1 項第一号イ(2)及び～
		表2・2 (13/13 内) 下から 13 行目	ロ 令第 129 条の 2 の 6 第 2 項のほか、令第 20 条の <b>8</b> 第 1 項第一号イ(2)及び～	ロ 令第 129 条の 2 の 6 第 2 項のほか、令第 20 条の <b>6</b> 第 1 項第一号イ(2)及び～
		表2・2 (13/13 内) 下から 11 行目	【令第 20 条の <b>8</b> 第 1 項第一号イ】	【令第 20 条の <b>6</b> 第 1 項第一号イ】
		表2・2 (13/13 内) 下から 7 行目	【令第 20 条の <b>8</b> 第 1 項第一号ロ】	【令第 20 条の <b>6</b> 第 1 項第一号ロ】
		表2・2 (13/13 内) 下から 3 行目	【令第 20 条の <b>9</b> 】	【令第 20 条の <b>7</b> 】
130		上から 3、4 行目 (囲み部分)	令第 20 条の <b>5</b> 法第 28 条の 2 <b>第三号</b> の政令で定める <b>物質</b> は～	令第 20 条の <b>4</b> 法第 28 条の 2 の政令で定める <b>化学物質</b> は～
		上から 5 行目	本条は、規制対象となる <b>物質</b> を具体的～	本条は、規制対象となる <b>化学物質</b> を具体的～
131		上から 2～7 行目 (囲み部分)	令第 20 条の <b>6</b> <b>建築材料についてのクロル ピリホスに関する法第 28 条の 2 第三号の 政令で定める技術的基準は、次のとおりと する。</b> 一 建築材料にクロルピリホスを添加しない こと。 二 クロルピリホスをあらかじめ添加した建 築材料（ <b>添加したときから長期間経過して いることその他の理由によりクロルピリ ホスを発散させるおそれがないものとし て国土交通大臣が定めたものを除く。</b> ）を <b>使用しないこと。</b>	令第 20 条の <b>5</b> <b>法第 28 条の 2 の政令で定め る技術的基準で建築材料に係るものは、次 のとおりとする。</b> 一 建築材料にクロルピリホスを添加しない こと。 二 クロルピリホスをあらかじめ添加した建 築材料 <b>を用いないこと。ただし、その添加 から長期間経過していることその他の理 由によりクロルピリホスを発散するおそ れがないものとして国土交通大臣が定め る建築材料については、この限りではな い。</b>
		上から 14 行目	建築基準法施行令第 20 条の <b>6 第二号</b> の～	建築基準法施行令第 20 条の <b>5 第 1 項第二号</b> の～
		上から 16 行目	クロルピリホスを発散 <b>させる</b> おそれが～	クロルピリホスを発散 <b>する</b> おそれが～



章	頁	箇所	正	誤
2	131	下から2～9行目 (囲み部分)	<p>令第20条の<b>7</b>第1項</p> <p><b>建築材料についてのホルムアルデヒドに関する法第28条の2第三号の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。</b></p> <p>一 居室（常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。以下この節において同じ。）の壁、床及び天井（天井のない場合においては、屋根）並びにこれらの開口部に設ける戸その他の建具の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において「内装」という。）の仕上げには、夏季においてその表面積1m<sup>2</sup>につき毎時0.12mgを超える量のホルムアルデヒドを発散<b>させる</b>ものとして国土交通大臣が定める建築材料*（以下この条において「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）を<b>使用しない</b>こと。</p>	<p>令第20条の<b>5</b>第1項</p> <p>三 居室（常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。以下この節において同じ。）の壁、床及び天井（天井のない場合においては、屋根）並びにこれらの開口部に設ける戸その他の建具の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において「内装」という。）の仕上げには、夏季においてその表面積1m<sup>2</sup>につき毎時0.12mgを超える量のホルムアルデヒドを発散<b>する</b>ものとして国土交通大臣が定める建築材料*（以下この条において「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）を<b>用いない</b>こと。</p>
	132	上から1行目	<p><b>本条第1項第一号及び第二号</b>では、ホルムアルデヒドを発散<b>させる</b>おそれのある～</p>	<p><b>本第三号及び第四号</b>では、ホルムアルデヒドを発散<b>する</b>おそれのある～</p>
	134	表2・7 大臣認定の根拠規定の列（3箇所）	<p>令第20条の<b>7</b>第～</p>	<p>令第20条の<b>5</b>第～</p>
	135	上から2～12行目 (囲み部分)	<p>令第20条の<b>7</b>第1項</p> <p>二 居室の内装の仕上げに、夏季においてその表面積1m<sup>2</sup>につき毎時0.02mgを超え0.12mg以下の量のホルムアルデヒドを発散<b>させる</b>ものとして国土交通大臣が定める建築材料*<sup>1</sup>(以下この条において「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)又は夏季においてその表面積1m<sup>2</sup>につき毎時0.005mgを超え0.02mg以下の量のホルムアルデヒドを発散<b>させる</b>ものとして国土交通大臣が定める建築材料*<sup>2</sup>(以下この条において「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)を<b>使用する</b>ときは、それぞれ、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を<b>使用する</b>内装の仕上げの部分の面積に次の表(1)の項に定める数値を乗じて得た面積又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を<b>使用する</b>内装の仕上げの部分の面積に同表(2)の項に定める数値を乗じて得た面積(居室の内装の仕上げに第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種</p>	<p>令第20条の<b>5</b>第1項</p> <p>四 居室の内装の仕上げに、夏季においてその表面積1m<sup>2</sup>につき毎時0.02mgを超え0.12mg以下の量のホルムアルデヒドを発散<b>する</b>ものとして国土交通大臣が定める建築材料*<sup>1</sup>(以下この条において「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)又は夏季においてその表面積1m<sup>2</sup>につき毎時0.005mgを超え0.02mg以下の量のホルムアルデヒドを発散<b>する</b>ものとして国土交通大臣が定める建築材料*<sup>2</sup>(以下この条において「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)を<b>用いる</b>ときは、それぞれ、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を<b>用いる</b>内装の仕上げの部分の面積に次の表(1)の項に定める数値を乗じて得た面積又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を<b>用いる</b>内装の仕上げの部分の面積に同表(2)の項に定める数値を乗じて得た面積(居室の内装の仕上げに第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド</p>

章	頁	箇所	正	誤
2	135	上から12行目 (囲み部分)	ホルムアルデヒド発散建築材料を <b>使用する</b> ときは、これらの面積の合計が～	ド発散建築材料を <b>用いる</b> ときは、これらの面積の合計が～
	138	上から1行目、 下から15行目	令第20条の <b>7</b>	令第20条の <b>5</b>
		上から3行目、 上から7行目、 上から12行目 (囲み部分)	ホルムアルデヒドを発散 <b>させない</b> ～	ホルムアルデヒドを発散 <b>しない</b> ～
		上から14行目	これらの規定は、令第20条の <b>7第1項第 一号、第二号</b> において規定され～	これらの規定は、令第20条の <b>5第1項第 三号、第四号</b> において規定され～
		下から13行目 (囲み部分)	居室については、 <b>第1項</b> の規定は、適用しない。	居室については、 <b>第1項第三号及び第四号</b> の規定は、適用しない。
		下から12行目	本規定では、令第20条の <b>8</b> 第1項第一号ハに適合する～	本規定では、令第20条の <b>6</b> 第1項第一号ハに適合する～
		下から10、11行目	令第20条の <b>7第1項第一号</b> (第一種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用禁止)及び、 <b>第二号</b> ～	令第20条の <b>5第1項第三号</b> (第一種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用禁止)及び、 <b>第四号</b> ～
		139	上から1、2行目 (囲み部分)	令第20条の <b>8</b> 第1項 <b>換気設備についてのホルムアルデヒドに関する法第28条の2第三号の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。</b>
	上から7行目		これは令第20条の <b>7</b> に～	これは令第20条の <b>5</b> に～
	下から10行目		原因物質として令第20条の <b>5</b> で～	原因物質として令第20条の <b>4</b> で～
	140	上から10行目 (囲み部分)	n 前条第1項 <b>第二号</b> の表備考一の号に～	n 前条第1項 <b>第四号</b> の表備考一の号に～
	141	上から1行目 (囲み部分)	令第20条の <b>8</b> 第1項第一号イ	令第20条の <b>6</b> 第1項第一号イ
		上から5行目	令第20条の <b>7第1項第一号</b> に規定された～	令第20条の <b>5第1項第三号</b> に規定された～
		上から11行目 (囲み部分)	令第20条の <b>8</b> 第1項第一号イ	令第20条の <b>6</b> 第1項第一号イ
下から16行目		第20条の <b>8</b> 第1項第一号イ(3)及び～	第20条の <b>6</b> 第1項第一号イ(3)及び～	
下から8行目		本規定は令第20条の <b>8</b> 第1項第一号イ(3)の根拠規定～	本規定は令第20条の <b>6</b> 第1項第一号イ(3)の根拠規定～	
143	上から1行目 (囲み部分)	令第20条の <b>8</b> 第1項第一号	令第20条の <b>6</b> 第1項第一号	
144	下から12行目 (囲み部分)	令第20条の <b>8</b> 第1項第一号ロ	令第20条の <b>6</b> 第1項第一号ロ	
145	上から3行目 (囲み部分)	令第20条の <b>8</b> 第1項第一号	令第20条の <b>6</b> 第1項第一号	
	下から18行目	令第20条の <b>8</b> 第1項第一号ハに規定する～	令第20条の <b>6</b> 第1項第一号ハに規定する～	
	下から13、14行目	令第20条の <b>7第1項第二号</b> の規定に～	令第20条の <b>5第1項第四号</b> の規定に～	
	下から12、13行目	有効換気量が令第20条の <b>8</b> 第1項第一号～	有効換気量が令第20条の <b>6</b> 第1項第一号～	
	下から4行目	n 令第20条の <b>7第1項第二号</b> の表備～	n 令第20条の <b>5第1項第四号</b> の表備～	

章	頁	箇所	正	誤
2	146	上から1行目	本規定は令第20条の <u>8</u> 第1項第一号ハの～	本規定は令第20条の <u>6</u> 第1項第一号ハの～
		上から4行目	令第20条の <u>7</u> 第5項において令第20条の <u>7</u> <u>第1項第一号</u> ～	令第20条の <u>5</u> 第5項において令第20条の <u>5</u> <u>第1項第三号</u> ～
		上から5行目	及び同 <u>第二号</u> ～	及び同 <u>第四号</u> ～
		下から2,3行目	令第20条の <u>7</u> <u>第1項第二号</u> 及び令第20条の <u>8</u> 第1項第一号イ(1)の～	令第20条の <u>5</u> <u>第1項第四号</u> 及び令第20条の <u>6</u> 第1項第一号イ(1)の～
	147	上から7行目	令第20条の <u>7</u> <u>第1項第二号</u> の規定～	令第20条の <u>5</u> <u>第1項第四号</u> の規定～
		上から8行目	令第20条の <u>8</u> 第1項第一号イ(1)が～	令第20条の <u>6</u> 第1項第一号イ(1)が～
		上から13行目 (囲み部分)	令第20条の <u>8</u> 第1項第二号	令第20条の <u>6</u> 第1項第二号
		下から16行目 (囲み部分)	令第20条の <u>8</u> 第2項	令第20条の <u>6</u> 第2項
		下から10行目	令第20条の <u>8</u> 第1項に規定する～	令第20条の <u>6</u> 第1項に規定する～
	148	上から8行目	令第20条の <u>7</u> <u>第1項第二号</u> の規定が～	第20条の <u>5</u> <u>第1項第四号</u> の表に～
		下から11行目	令第20条の <u>8</u> 第1項第一号イ(2)及び～	令第20条の <u>6</u> 第1項第一号イ(2)及び～
		下から7行目	令第20条の <u>7</u> <u>第1項第二号</u> の表に～	令第20条の <u>5</u> <u>第1項第四号</u> の表に～
	149	上から11行目	令第20条の <u>8</u> 第1項第一号イ(2)及び～	令第20条の <u>6</u> 第1項第一号イ(2)及び～
		上から13行目	令第20条の <u>7</u> <u>第1項第二号</u> の表に～	令第20条の <u>5</u> <u>第1項第四号</u> の表に～
		上から17行目	令第20条の <u>7</u> 及び第20条の <u>8</u> では～	令第20条の <u>5</u> 及び第20条の <u>6</u> では～
	150	上から3行目	令第20条の <u>8</u> 第1項第一号イ(2)及び～	令第20条の <u>6</u> 第1項第一号イ(2)及び～
		上から5行目	令第20条の <u>8</u> 第1項第一号ロ(2)及び～	令第20条の <u>6</u> 第1項第一号ロ(2)及び～
		下から19行目	令第20条の <u>7</u> <u>第1項第二号</u> の表に～	令第20条の <u>5</u> <u>第1項第四号</u> の表に～
		下から15,16行目	令第20条の <u>8</u> に規定されている～	令第20条の <u>6</u> に規定されている～
	151	下から8行目	令第20条の <u>8</u> 第2項に規定する～	令第20条の <u>6</u> 第2項に規定する～
	152	上から1行目	第2が令第20条の <u>7</u> <u>第1項第二号</u> の表に～	第2が令第20条の <u>5</u> <u>第1項第四号</u> の表に～
		上から2,3行目	居室に対し令第20条の <u>8</u> 第1項第一号～	居室に対し令第20条の <u>6</u> 第1項第一号～
		上から5,6行目	令第20条の <u>8</u> 第1項では～	令第20条の <u>6</u> 第1項では～
		下から11行目	令第20条の <u>8</u> 第2項に規定する～	令第20条の <u>6</u> 第2項に規定する～
	153	上から9行目	令第20条の <u>8</u> 第1項第一号イ(2)及び～	令第20条の <u>6</u> 第1項第一号イ(2)及び～
		上から11行目	令第20条の <u>8</u> 第1項第一号に定められた～	令第20条の <u>6</u> 第1項第一号に定められた～
		上から14行目	令第20条の <u>8</u> 第1項では住宅等の～	令第20条の <u>6</u> 第1項では住宅等の～
下から2,3行目		令第20条の <u>8</u> 第1項第一号ロ(2)及び～	令第20条の <u>6</u> 第1項第一号ロ(2)及び～	
154	上から8行目	面材に令第20条の <u>7</u> <u>第1項第一号</u> に規定～	面材に令第20条の <u>5</u> <u>第1項第三号</u> に規定～	
155	上から3行目	・令第20条の <u>7</u> 第2項の規定に～	・令第20条の <u>5</u> 第2項の規定に～	
3	295	下から14行目	【令第20条の <u>7</u> <u>第1項第一号</u> 】	【令第20条の <u>5</u> <u>第1項第三号</u> 】
		下から1,2行目	【令第20条の <u>8</u> 第1項第一号】	【令第20条の <u>6</u> 第1項第一号】
	296	上から2行目、 上から4行目	【令第20条の <u>7</u> <u>第1項第一号</u> 】	【令第20条の <u>5</u> <u>第1項第三号</u> 】
	303	上から3,4行目	【令第20条の <u>8</u> 第1項第一号】	【令第20条の <u>6</u> 第1項第一号】
		上から5行目、 上から9行目	【令第20条の <u>7</u> <u>第1項第一号</u> 】	【令第20条の <u>5</u> <u>第1項第三号</u> 】
		上から7行目	【令第20条の <u>8</u> 第1項第一号イ(2)】	【令第20条の <u>6</u> 第1項第一号イ(2)】

章	頁	箇所	正	誤
3	307	上から13行目、 下から5行目	【令第20条の <b>7第1項第一号</b> 】	【令第20条の <b>5第1項第三号</b> 】
4	347	上から3～7行目	令第19条 法第28条第1項（法第87条第3項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の政令で定める建築物は、児童福祉施設、助産所、 <b>身体障害者社会参加支援施設</b> （補装具 <b>製作</b> 施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、 <b>老人福祉施設、有料老人ホーム又は母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設</b> （以下「児童福祉施設等」という。）とする。	令第19条 法第28条第1項（法第87条第3項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の政令で定める建築物は、児童福祉施設、助産所、 <b>身体障害者更生援護施設</b> （補装具 <b>制作</b> 施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、 <b>精神障害者社会復帰施設</b> 、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、 <b>知的障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム又は母子保健施設</b> （以下「児童福祉施設等」という。）とする。
	349	上から12、13行目	三 <b>第129条の3第1項第一号又は第三号に掲げる昇降機</b> の昇降路内に設けないこと。ただし、 <b>地震時においても昇降機のかご（人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）の昇降、かご及び出入口の戸の閉閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、</b> この限りでない。	三 <b>エレベーター</b> の昇降路内に設けないこと。ただし、 <b>エレベーターに必要な配管設備の設置及び構造は、</b> この限りでない。
	351	下から1行目 （表中）	三 <b>二酸化炭素</b> の含有率	三 <b>炭酸ガス</b> の含有率
	353	下から3行目	一酸化炭素及び <b>二酸化炭素</b> の含有率～	一酸化炭素及び <b>炭酸ガス</b> の含有率～
	354	上から8行目	一酸化炭素及び <b>二酸化炭素</b> の含有率が～	一酸化炭素及び <b>炭酸ガス</b> の含有率が～
	355	下から8、9行目	(2) 排気筒には、 <b>当該</b> 燃焼器と同一室内にある部分の当該燃焼器と近接した箇所に逆風止めを取り付けること。ただし、 <b>当該</b> 燃焼器に逆風止めを取り付ける場合は、この限りでない。	(2) 排気筒には、燃焼器と同一室内にある部分の当該燃焼器と近接した箇所に逆風止めを取り付けること。ただし、燃焼器に逆風止めを取り付ける場合は、この限りでない。
		下から6、7行目	(3) 排気筒の有効断面積は、 <b>当該</b> 燃焼器の <b>排気部との接続部</b> の有効断面積より小さくないこと。	(3) 排気筒の有効断面積は、燃焼器の <b>排気筒と接続する部分</b> の有効断面積より小さくないこと。
		下から5行目	(4) 排気筒の先端は、屋外に <b>出</b> ていること。	(4) 排気筒の先端は、屋外に <b>で</b> ていること。
	356	下から22、23行目	(9) 排気筒は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、 <b>当該</b> 排気筒を構成する各部の接続部 <b>及び当該</b> 排気筒と <b>当該</b> 燃焼器の <b>排気部との接続部</b> が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。	(9) 排気筒は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、排気筒を構成する各部の接続部 <b>並びに</b> 排気筒 <b>及び</b> 燃焼器の接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。

章	頁	箇所	正	誤
4	356	下から 9～11 目	(3) 自然排気式の燃焼器の排気筒であって排気扇を接続するものは、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、 <u>当該排気筒を構成する各部の接続部、当該燃焼機の排気部との接続部及び当該排気扇との接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。</u>	(3) 自然排気式の燃焼器の排気筒であって排気扇を接続するものは、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、排気筒を構成する各部の接続部 <u>並びに排気筒</u> 及び排気扇の接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。
		下から 6～8	(4) 排気筒の形状は、排気ガスが燃焼器の給気口（ <u>当該燃焼器又は当該排気筒に逆風止めを取り付ける場合にあつては、当該逆風止めの開口部</u> ）から流出しないよう風量が十分に確保されるものであること。	(4) 排気筒の形状は、排気ガスが燃焼器の給気口（燃焼器又は排気筒に逆風止めを取り付ける場合にあつては、逆風止め開口部）から流出しないよう風量が十分に確保されるものであること。
		下から 1,2 行目	ロ 燃焼器と直接接続する排気扇は、 <u>当該燃焼器の排気部との接続部及び当該排気扇との接続部</u> が容易に外れないよう堅固に取り付け <u>られている</u> こと。	ロ 燃焼器と直接接続する排気扇は、燃焼器との接続部が容易に外れないよう堅固に取り付け <u>る</u> こと。
357		上から 1,2 行目	ハ 排気扇には、これが停止した場合に <u>当該燃焼器</u> へのガスの供給を自動的に遮断する装置を設けること。	ハ 排気扇には、これが停止した場合に燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断する装置を設けること。
		下から 11～13 行目	ト 給排気部は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、 <u>当該給排気部を構成する各部の接続部並びに当該燃焼器のケーシングとの接続部</u> が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。	ト 給排気部は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、給排気部を構成する各部の接続部並びに <u>給排気部及び燃焼器のケーシングの接続部</u> が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。
359		上から 5～7 行目、 下から 1～3 行目 (表中)	ロ 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときから <u>1分以内</u> に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。 <u>また、当該装置が正常に機能しなかったときに、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。</u>	ロ 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときに、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。
361		下から 3,4 行目	(i) 排気筒には、 <u>当該燃焼器と同一室内にある部分の当該燃焼器に近接した箇所</u> に逆風止めが取り付けられていること。ただし、 <u>当該燃焼器に逆風止めが取り付けられて～</u>	(i) 排気筒には、燃焼器と同一室内にある部分の当該燃焼器に近接した箇所に逆風止めが取り付けられていること。ただし、燃焼器に逆風止めが取り付けられて～
		下から 1 行目	(iii) 排気筒の有効断面積は、 <u>当該燃焼器の排気部との接続部</u> の有効断面積より小さく～	(iii) 排気筒の有効断面積は、燃焼器の <u>排気筒と接続する部分</u> の有効断面積より小さく～
362		下から 17,18 行目	(ix) 排気筒は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、 <u>当該排気筒を構成する各部の接続部及び当該排気筒と当該燃焼器の排気部との接続部</u> が容易に外れないよう～	(ix) 排気筒は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、排気筒を構成する各部の接続部 <u>並びに排気筒及び燃焼器の接続部</u> が容易に外れないよう～

章	頁	箇所	正	誤																														
4	362	下から 3～5 行目	(iii) <u>自然排気式の燃焼器の排気筒であって排気扇を接続するものは、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、当該排気筒を構成する各部の接続部、当該燃焼器の排気部との接続部及び当該排気扇との接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。</u>	(iii) <u>排気筒は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、排気筒を構成する各部の接続部並びに排気筒及び排気扇又は燃焼器の接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。</u>																														
		下から 1、2 行目	(iv) 排気筒の形状は、排気ガスが <b>当該</b> 燃焼器の給気口（ <b>当該</b> 燃焼器又は <b>当該</b> 排気筒に逆風止めが取り付けられる場合には、 <b>当該</b> 逆風止め開口部）から流出しないよう～	(iv) 排気筒の形状は、排気ガスが燃焼器の給気口（燃焼器又は排気筒に逆風止めが取り付けられている場合には、逆風止め開口部）から流出しないよう～																														
363		上から 4 行目	排気扇は、 <u>当該燃焼器の排気部</u> との接続部～	排気扇は、燃焼器との接続部～																														
		上から 6 行目	これが停止した場合に <b>当該</b> 燃焼器～	これが停止した場合に燃焼器～																														
		下から 12、13 行目	かつ、 <b>当該</b> 給排気部を構成する各部の接続部並びに <b>当該</b> 燃焼器のケーシングとの接続部～	かつ、給排気部を構成する各部の接続部並びに <b>給排気部及び</b> 燃焼器のケーシングの接続部～																														
364	下から 1～3 行目 (表中)	ロ 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したとき <b>から 1分以内</b> に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。 <b>また、当該装置が正常に機能しなかったときに、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。</b>	ロ 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときに、バーナーへの <b>液化石油</b> ガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。																															
365	下から 16～18 行目 (表中)																																	
366	上から 7～9 行目 (表中)																																	
		表中（ふろがま欄の表）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>表示液化石油ガス消費量 (単位 キロワット)</th> <th>排気筒の内径 (単位 ミリメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10 以下</td><td>75</td></tr> <tr><td>11 以下</td><td>80</td></tr> <tr><td>13 以下</td><td>90</td></tr> <tr><td>16 以下</td><td>100</td></tr> <tr><td>19 以下</td><td>110</td></tr> <tr><td><b>21</b> 以下</td><td>120</td></tr> </tbody> </table>	表示液化石油ガス消費量 (単位 キロワット)	排気筒の内径 (単位 ミリメートル)	10 以下	75	11 以下	80	13 以下	90	16 以下	100	19 以下	110	<b>21</b> 以下	120	<table border="1"> <thead> <tr> <th>表示<b>最大</b>液化石油ガス消費量 (単位 キロワット)</th> <th>排気筒の内径 (単位 ミリメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10 以下</td><td>75</td></tr> <tr><td>11 以下</td><td>80</td></tr> <tr><td>13 以下</td><td>90</td></tr> <tr><td>16 以下</td><td>100</td></tr> <tr><td>19 以下</td><td>110</td></tr> <tr><td><b>30</b> 以下</td><td>120</td></tr> <tr><td><b>42</b> 以下</td><td><b>140</b></td></tr> </tbody> </table>	表示 <b>最大</b> 液化石油ガス消費量 (単位 キロワット)	排気筒の内径 (単位 ミリメートル)	10 以下	75	11 以下	80	13 以下	90	16 以下	100	19 以下	110	<b>30</b> 以下	120	<b>42</b> 以下	<b>140</b>
表示液化石油ガス消費量 (単位 キロワット)	排気筒の内径 (単位 ミリメートル)																																	
10 以下	75																																	
11 以下	80																																	
13 以下	90																																	
16 以下	100																																	
19 以下	110																																	
<b>21</b> 以下	120																																	
表示 <b>最大</b> 液化石油ガス消費量 (単位 キロワット)	排気筒の内径 (単位 ミリメートル)																																	
10 以下	75																																	
11 以下	80																																	
13 以下	90																																	
16 以下	100																																	
19 以下	110																																	
<b>30</b> 以下	120																																	
<b>42</b> 以下	<b>140</b>																																	
367	下から 2、3 行目	一 特定ガス消費機器であって、屋外に設置 <b>される</b> ものの設置又は変更の工事（屋内に位置を変更するものを除く。）	一 特定ガス消費機器であって、屋外に設置 <b>する</b> ものの設置又は変更の工事（屋内に位置を変更するものを除く。）																															

章	頁	箇所	正	誤
4	367	下から1行目～	<p>二 特定ガス消費機器に該当する燃焼器に接続される排気筒又は当該排気筒に接続される排気扇（以下「排気筒等」という。）の変更工事であって、当該排気筒等の材料、位置、形状又は能力の変更を伴わないもの（密閉式の特定ガス消費機器の給排気部に係るもの及び前号に掲げるものを除く。）</p>	<p>二 特定ガス消費機器の部品の取替えその他の変更の工事（排気筒又は当該排気筒に接続される排気扇（以下「排気筒等」という。）に係る工事にあつては、その材料、位置、形状又は能力の変更を、その他のものに関する工事にあつては、ガスの消費量の増加又は位置の変更を伴わないものに限り、密閉式の特定ガス消費機器の給排気部に係るもの及び第一号に掲げるものを除く。）</p>
	368	上から1～4行目		
		上から7、8行目	<p>一 特定工事の施工場所において、特定ガス消費機器の設置場所、排気筒等の形状及び能力並びに安全装置の機能を喪失させてはならないことを指示すること。</p>	<p>一 特定工事の施工場所において、特定ガス消費機器の設置場所並びに排気筒等の形状及び能力を指示すること。</p>

(以上)